

出身地の東京の地元には、生活支援センターに相談者がいて、忘れた頃に現われては適当に近況を報告しては、すぐにまた関東近県の女性が待つ街へ行ってしまう。マリファナ等の薬物を使用している疑いもあるが、居場所の定まらない彼に対しての決定的な支援方法は見つかっていない。

以上の3事例の共通点は、障害者福祉の弱点ともいえる、「行政域を越えての制度の柔軟な対応の困難さ」と「迅速な対応の困難さ」があらわれたケースと言える。

事例9は少年Aさんが児童福祉法の対象者であるために、行政側の判断が本人のニーズよりも優先してしまうという、帰住先が決定しなければ出られない少年院独特の事例と言える。しかし、子供の権利条約等の視点からすれば、権利侵害が問われかねない事例ともなりうる。児童相談所の見解としては「現在は適した社会復帰の場所がなく、今、性急に結論を出すことは望ましくなく将来的に安定して生活できる場所の確保が一番である」ということなのだが、はたしてそのような判断で少年期、青年期の大事な1年以上に期間の自由を奪う権利があるのだろうか？

事例10の場合は、図7-2、図7-3でも既述したように、手帳を持たない障害者が持つ「障害者観」に通ずる事例である。障害者福祉とはまったく無縁の世界で育ち、曲がりなりにも自力で生きてきたKさんの目には、見学に行った知的障害者の作業所の利用者は「可哀そうな存在」として映っていた。自分がその「可哀そうな存在」の一員となることは想像できなかったようだった。さらに、正式なメンバーになるためには実習期間が必要で、認定調査の必要もあるという事も理解できなかった。いつも電話一本で明日から働ける仕事をしていた彼には猶更だった。障害者自立支援法の下、契約制度になったとはいえ、現在の障害程度区分の認定調査のシステムでは彼のように、一見自立しているように見えるタイプの障害者のニーズは的確に把握できない現状がある。現行の障害者福祉制度の持つ選択肢の少なさ、社会の流れや当事者の思いに即した支援方法を創造し、臨機応変に対応することが現行では限界がある事、さらに成人以降での障害受容困難さを反映した事例といえる。

事例11の場合、さらに現在の福祉制度が、情報過多の現代社会のスピードと生活エリアの拡大に追いつけない状況にある事を表した事例と言える。昨今、中・軽度の知的障害者にとっても携帯電話を持つことは当たり前の事となってきている。Mさんもそんな一人だった。携帯があれば、必要最低限、自分の身内や関係者との連絡はとれる、そして携帯電話というツールが間に入る直接的な関係でないため、多くの知的障害者が遭遇する対人関係の縄目からも逃れられる。そして何よりも自由に動き回れる。事例9のように、行政区域の縛りがある現在の制度では、彼のようなケースには対応できないのが現実である。行方不明になる知的障害者はあっても、そういった人たちは保護される存在であった。Mさんのようなタイプは従来の障害者施策の対象者ではなかったのかもしれない。しかし、時代の流れは彼のような、新しいタイプの障害者を制度のスピードをはるかに超えて、これからも次々に生み出していくことだろう。そんなとき、行政は、制度は、支援者はどんな対応ができるのか。

### (3) 地域生活定着支援センター（仮称）に求められる機能

#### ① 相談支援機能

センターに求められるいくつかの機能のうち、最も重要な機能といえる。支援者にとって必要な要素は、まず対象者に共感（犯罪行為にはない）できるかどうかである。障害者である前に、犯罪者である前に、対等な立場の人間として相手を尊重することである。そして、状況分析だけでな

く、対象者の背景にある、成育歴や家族関係、対人関係等などに目を向けること。“これからの人生”を支援するためには、“これまでの人生”を知ることが必要となる。その上で、対象者の抱えている漠然とした不安感と主訴を整理していく作業が必要となる。

相談の対象者には再犯防止のための刑余者ばかりではなく、執行猶予になったり、不起訴になったりしている人や生活困窮に陥っている人、さらにその家族も含まれるべきである。特に障害者の場合、本人が成人した後30代になっても同居、扶養しているケースが多く、実刑判決までは至らないことにより、問題解決の道は先送りにされ、家族の疲弊感が極限まで達しているケースが多い。家族支援は新たな犯罪を未然に防止するためにも必要である。

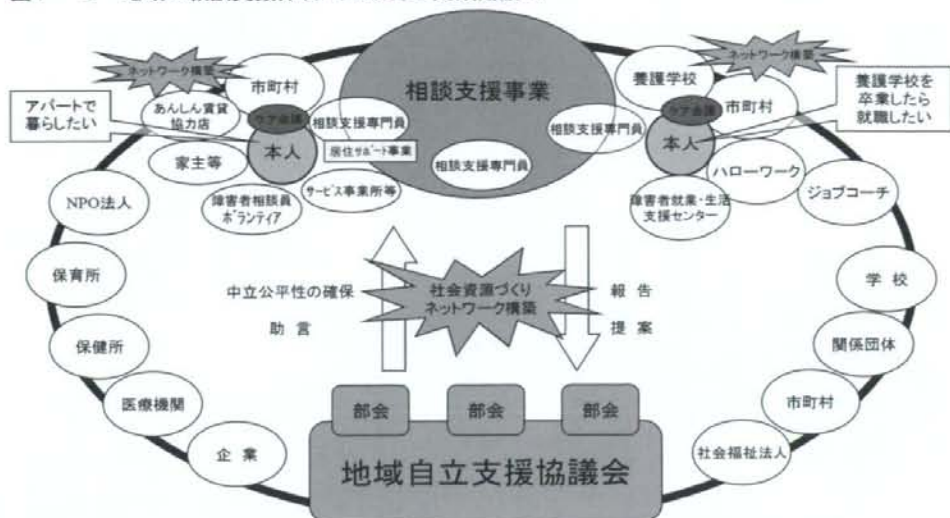
## ② コーディネート機能

障害のある刑余者等が地域生活をする場合、最も問題となるのが人間関係をどのように構築していくかということである。当然、帰住調整がつかないケースが多くなるであろうし、例えば家族の元へ戻れたとしても、そこが安住の場とはならないことが多い。障害者自立支援法や地域生活支援事業の中で唱えられている地域生活のイメージは「住み慣れた地域」であるが、そこで罪を犯してしまった人たちにとっては、「暮らしにくい場」であることの方がはるかに多く、「新しい生活」を「新しい場所」でいかにスタートさせるかが大きな課題となる。そのためにも支援センターのコーディネーターには受刑者が望む場合、本人との面接、矯正施設側からの必要な情報提供がスムーズにできるような仕組みづくりが急務の課題とも言える。障害者が犯罪に走る場合、ほとんどは生活苦と人間関係の破綻がきっかけとなる。特に知的障害は自分の意思を的確に相手に伝えられない障害ともいえる。面接、相談の段階で見極めたニーズの実現が可能な支援者に、必要な情報を伝え、必要な支援方法をマネジメントすることが望まれる。

## ③ ネットワークの構築

ネットワークとは情報のやり取りだけではない。必要な情報が、最も有効に使える相手に渡らなければ本当のネットワークとは言えない。例えば東京をひとつの大きなネットワーク化することは不可能であるし、合理的ではない。「簡単に言うがネットワーク作りは容易ではない」とは、よく福祉関係者から聞く言葉である。確かに、色々な可能性を踏まえて様々な観点から関係者を招集するとなると容易ではない。しかし、はじめから大きなネットワーク作りなど考えなくてもいい。つまり顔の見える単位で集まり、個人情報（犯罪歴は究極の個人情報）を共有できる信頼関係を結ぶところから始める。この関係はデジタルな世界ではなく、昔ながらの人と人のアナログな世界だとも言える。その構築のために集まる関係者は、先ずは対象者の生活に纏わる人だけでいい。対象者の生活の広がりとともに関係者が少しずつ増えていく、そのことを当事者が実感することが大切である。自分の身の回りに支援する人がいる、自分は決して一人ではない。ということを感じられる生きたネットワークでなくてはならない。障害者自立支援法がネットワーク作りに有効な提供を出来るとすれば、「地域自立支援協議会（図7-4）」がありその内容の説明には「官と民が協働するシステムの構築」「顔が見えるネットワークの必要性」といった文言がある。有効に活用できれば、大きな武器となるはずである。

図7-4 地域の相談支援体制と地域自立支援協議会



(平成16年4月 社会保障審議会介護保険部資料)

#### ④ 人材育成

人材育成は福祉の世界ばかりだけでなく、すべての業種の大きな課題となっているが、特に刑余者等の地域生活、自立生活支援のためには従来の障害者への自立支援の視点だけではなくもっと俯瞰的な視点が必要となる。福祉の専門職ばかりでなく、広く民間や異業種からも登用をすべきである。刑余者のほとんどは福祉の世界とは無縁の世界で生きてきた人たちである。福祉、中でも障害者福祉の制度は一般人からすれば最も縁遠い世界といっても過言ではなく、制度の複雑さは障害当事者やその家族にとっても理解し難いものである。そして福祉の常識は一般社会では通用しないことも少なくない。当然、前述の事例のように、障害を抱えた刑余者等にとって福祉の世界そのものが異文化だとも言える。そういった意味でも従来の更生保護施設やホームレス自立支援センターのノウハウに学ぶことはもちろんのこと、異業種での相談事業、コーディネート的手法等を積極的かつ幅広く取り込まなくては、様々な社会的差別や偏見の中で長年生きてきた、障害のある刑余者等に寄り添いながらの支援は難しいのではないか。

#### ⑤ 啓蒙・啓発

最も困難な作業である。自立更生促進センター設置に対する住民反対運動を見てもその困難さは窺い知れる。特に東京や大阪、横浜などの大都会のように住民の定着率の低い地域や昼夜人口に大きな開きのあるような、地元意識の育ち辛い地域などでの啓蒙、啓発活動は困難を極める。障害者自立支援法の中で、市区町村に運営が委ねられる「地域自立支援協議会(図7-4)」はその構成メンバーの多様性からしてもこの役割を担うべき存在のはずである。未だ、地域自立支援協議会の設置率は低く、内容的も活性化していない状況報告が各地から聞こえてはいるが、その理念自体は、必要不可欠なものである。

ネットワーク構築に際しては、それは出来るだけ小さく小回りの利く状態で、官民協働の場合は民が主導で動き官がバックアップ機能を果たす方が有効なのに対し、啓蒙、啓発に関しては、協議会の機能を出来るだけ大きく使い、官が主導しながら民の機動力を効果的に使うべきだと思う。

以上の他にも、医療、教育、就労・雇用支援、権利擁護等の視点も当然必要となってくるが、いずれも単独のものではなく、それぞれの機能が連動していなくてはならない。そういった意味でも、支援の理念と仕組みづくり、そしてそれらを十分に活かせる予算の裏付けが必要であることは言うまでもない。

# 現行制度における虞犯・触法等の 障害者の地域生活支援の現状と課題

研究分担者 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー 総合施設長 高橋 勝彦

## 研究協力者

- 石川 恒 (知的障害者更生施設 かりいほ 施設長)  
小野 隆一 (独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 地域支援部長)  
井口 経明 (宮城県岩沼市市長)  
高橋 厚子 (社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 福祉事業・研修部 総合相談課 課長)  
中川 昌 (社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー とがくら園 園長)  
大竹 伸之 (社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー なでくらセンター センター長)

## 3年間の研究統括

### 平成18年度 研究報告書

#### 〈研究分担者〉

- I 研究目的
- II 研究方法
- III 研究結果
  1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究
  2. 東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究
- IV 考 察
- V 結 論

#### 〈研究協力者〉

1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究
2. 地域生活と障害児者の教育に関する一考察

### 平成19年度 研究報告書

#### 〈研究分担者〉

- I 研究目的
- II 研究方法
- III 研究結果と考察
  1. 救護施設におけるこれまでの罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援及びその課題の検証
  2. 矯正・更生保護施設との連携による罪を犯した障害者への支援について

#### 〈研究協力者〉

1. 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

### 平成20年度 研究報告書

#### 〈研究分担者〉

- I 研究目的
- II 研究方法
- III 研究結果と考察
  1. 相談支援事業所における罪を犯した障害者の相談・支援の状況調査と課題の検証
  2. 平成18年度の調査事例から地域生活の課題の検証

# 現行制度における虞犯・触法等の 障害者の地域生活支援の現状と課題

研究分担者 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー 総合施設長 高橋 勝彦

## 3年間の研究総括

### I 研究目的

罪を犯した障害者の自立促進にどう取り組むかをテーマに関係省庁と連携し、実践的モデル事業を実施し、その中で見えてくる課題について、解決をはかる。という目的を踏まえて当研究班では、罪を犯した知的障害者が矯正施設（刑務所、少年院等）を出所後において再犯をすることなく地域生活の中で住民として当たり前の幸せな生活が送れるよう矯正サイドと福祉サイドが連携してどのような支援システムを構築すべきかについての基礎的考察を行うため、これまでの福祉施設における取り組みの現状と課題について検証し、今後の施設での訓練・支援を行うための体制整備について考察する一方で矯正・更生保護事業の内容を調査し、連携するために必要な事項について検討を行うことを目的とした。

### II 研究方法

1. 平成18年度は、社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する研究ということで東北地区4県6施設に対して現在・過去において罪を犯した知的障害者への支援内容について、研究班の策定した実態調査票に基づき6施設の職員に記入を依頼した。その実態調査票より①反社会的行為に至った背景と要因の共通性、②矯正・更生保護事業と福祉事業の関係、③施設内トレーニングの内容と指導体制、④施設内トレーニングから地域移行までのプログラム、⑤施設退所後の生活状況、⑥地域生活における支援体制、⑦契約になじまない障害者への措置制度の課題、⑧福祉施設としての受け入れ体制準備、の8つのチェックシート項目に基づき検討・考察をした。また東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究ということで、1) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院を訪問して知的障害者への社会復帰に向けて処遇状況を調査、2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修を通して福祉サービス内容について共有することで連携の有効性を確認することにした。

2. 平成19年度は、措置施設である救護施設におけるこれまでの罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援及びその課題の検証ということで、全国救護施設協議会へ加入している182施設に対してアンケート調査を実施して、その内容から検証・考察をした。また、矯正・更生保護施設との連携による罪を犯した障害者への支援について矯正サイドと福祉サイドの連携による合同の勉強会の開催やケース検討会議への参加を通して連携の必要性を確認することにした。

3. 平成20年度は、地域での生活をする上で大事な相談や支援を受ける窓口となる相談支援事業所において罪を犯した障害者の相談・支援の実態を県内にある35の相談支援等を行っている事業所に対してアンケート調査を実施して課題や問題を検証した。また、平成18年度に実態調査し研究協力者がまとめた事例について支援会議等への参加を通して関わりを持ちながら地域生活での課題を検証した。

(倫理面への配慮)

調査対象者の個人情報保護の観点から調査後の資料から本人を特定できることのないように記載内容について留意した。またアンケート調査を実施するにあたり得られた調査結果については本研究をまとめるだけに使用し、個人や施設名が特定されることのないように十分配慮するとともに、施設に対しては文書にて説明し、同意を得たうえで実施した。

### Ⅲ 研究結果及び考察

1. 平成18年度における研究結果及び考察について、研究の1つは「社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究」ということで、実態調査を4県6施設で実施して過去・現在の支援した実績のうち対象者本人の詳細かつ具体的内容の調査が可能な23人について記録をまとめた。統計的なまとめを試みたが、本人の抱える問題・課題は一人ひとり異なるため表面化した課題を上げることのほうが全体像を把握しやすいと判断したため数的処理は行わず。実態調査から特徴的な事例をチェック項目に基づいて検討・考察をした。①反社会的行為に至った背景と要因の共通性ということで見ると、知的障害者・発達障害者が罪を犯しやすいということではなく、いかに本人を取り巻く環境（家庭崩壊、家族・地域から拒否、障害への無理解等）がそうした結果に繋がっていったかが読み取れた。特に児童期における関わりは家族の責任だけでなく療育・教育・相談といったことが地域社会の中で一体的に行われる仕組み作りの重要性が強く感じられた。それは障害者の犯罪防止の根本でもあると考える。②矯正・更生保護事業と福祉事業との関係では、これまでそれぞれの事業がそれぞれの目的に添って行われてきており、関係性はあまりなかったといえる。それは出所後に施設が受け入れをしても矯正施設内の状況の情報が得られないことが多く矯正施設で行ってきた社会適応訓練等が活かされないことや、市町村の福祉担当者も十分な情報を得ていないことから施設に伝えることがないため、施設でも本人が地域生活を送るための貴重な情報や体験が活かされないまま支援にあたっている。また、知的障害者の認定自体に相違があるため、矯正施設内で判定されても福祉側ではその認識がないと支援体制が取れずサービスも受けられない、そこでお互いの取り組み（事業）が効果的に進められるためにも矯正施設内で社会復帰に向けた環境調整が始まった段階から福祉側も関わるのが重要であり、釈放されるまでの間に矯正施設内での処遇・教育内容を踏まえて、地域生活を送るまでのケアマネジメントが行われ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるようにすることが重要であることがわかった。ケアマネジメントをするシステムとしては、モデル的ではあるが矯正・更生保護・福祉関係者による合同支援会議の編成が必要となる。③施設内トレーニングの内容と地域移行や地域での支援体制ということでは、施設利用が措置の時代と契約の時代では本人の意思や目的の違いが見られているため、一人ひとりにあったサービス提供を計画することが必要となっている。施設での支援プログラムとしては「刑務所と地域との中間的生活での適応訓練」と「普通の生活・善悪の判断」「就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶等）」などが必要と思われる。地域移行については出身市町村を巻き込んだケアマネ

ジメント会議により内容を決めることが有効であり地域での支援体制については、施設のフォローは十分にできないことから地域生活支援センター等による継続的な支援と本人理解のための十分な地域との連携が必要である。また、本人への福祉サービスを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所がケアプランに基づいてサービスが順調に進められているか、そして本人から信頼され、頼られる存在として支えていくことの重要性を認識した。④契約に馴染まない障害者への措置制度の課題については、施設利用は契約によって行われるため本人の意思確認と同意が大前提になる。しかし再犯を防止するためには、施設での一定期間生活保障を行いながら社会的自立を目指した生活・就労訓練が必要である。とくに社会における基本的なルールを身につけさせることは大事なことであり現制度では措置による施設利用は極めて難しい現状にある。

研究の2つめは「東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究」ということで、刑務所をはじめとした矯正・更生保護施設を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査や矯正・更生保護事業の内容を福祉現場職員に伝えることで連携の有効性について啓蒙した。また福祉サービスの内容や福祉制度について矯正側職員へ説明することで矯正・更生保護機関の職員との連携することの有効性を共有できた。このことで今後具体的に知的障害者の仮釈放の環境調整が始められたときに関係機関が集まり合同での支援会議が開催され地域生活移行までのケアマネジメントを行い支援の取り組みを行うことが必要となる。

2. 平成19年度における研究結果及び考察について、研究の1つは全国救護施設協議会に加盟している182施設に対してアンケート調査を実施して（回答は119施設）救護施設における罪を犯した障害者の受け入れ状況と支援及びその課題の検証をした。回答のあった施設のほとんどで知的障害者が入所している実態がわかった。これは措置施設として入所については障害種別を問わず、また拒むことなく受け入れをしてきた結果でもあり、セーフティネットとしての役割を果たしてきたためと思われる。そのような中で罪を犯した障害者の受け入れについて、平成15年から5年間を調査したところ143件の相談があり、そのうち実際に93件の受け入れがあることが分かった。救護施設においてこのような知的障害者を受け入れるにあたっては、施設の規模や職員配置、地域性などの相違はあれ容易でないことは読み取れた。なぜならば罪状を含めて刑期中の状況など本人に関する詳細な情報が施設や福祉の担当者に提供されることがない中で受け入れをしている現状と罪状（暴力・放火等）によっては他の利用者との関係や施設が負うリスクの高さがそこにはある。それは調査項目の中で「受け入れる際の障壁はなにか」という質問において「個人情報不足」が一番高い数字であったことから伺える。これまで矯正サイドや福祉サイドが情報の共有等を含めて連携をするということは無かったため出所後に施設で受け入れをしても、必要以外のことしかわからない（刑務所内での生活や作業の様子などわからない）まま支援にあたるため職員にとっては「手がかかる（精神的、肉体的）」という利用者になってしまうわけである。これは「受け入れてみて困難な事項」という項目の中で高い数字であった。情報の共有化については個人情報保護の観点から、どこまで、どんな情報を共有すべきか課題として残るが、支援の継続性による効果と再犯防止を考えたときお互いに必要な情報の共有はなされるべきと思う。救護施設は措置施設ではあるが、利用にあたっては本人の意思確認が大切であり、むやみに行政の判断で入所はできないということがアンケートでも47件の受け入れに至らなかった結果であり、調査項目の受け入れに至らなかった理由の中で「本人が望まなかった」とする回答も割合高い数字ではあった。しかし緊急性や再犯防止ということから考えると一時的に施設での訓練や社会における基本的なルールを学ぶ場として施設へ



の措置入所（有期限であること）は必要なことと思われる。調査項目で「法的整備を含めて受け入れやすくするためには何が必要か」ということでは「専門職の配置」と「法務省と連携による新規事業の立ち上げ」が高い数字であった。専門職の配置については、調査では施設にはいろいろな資格を有している職員はいるが、障害者自身が抱える問題（家族関係、性格、精神面、生い立ち等）や犯罪者であることから地域社会から排除されているなど、複雑な問題・課題を抱えて入所してくることから、それらに向き合って解決へ導くためには専門の知識と経験を有した職員の配置が必要といえる。

法務省との連携による新規事業の立ち上げについては、福祉の世界では障害者が地域で安心して生活が送れるように相談支援や就労支援を看板に掲げて地域生活を支援するセンターが増えてきている。しかし罪を犯した障害者が矯正施設から出てくる、あるいは出てくるまでの過程やそして様々な機関へつなぐといったことを行うセンターはない、そこで矯正施設内にいるときから福祉的な関わりや出所後の支援をコーディネートする機関を双方の連携で立ち上げることで矯正から福祉へのスムーズな流れができることで、地域生活への安心が保障されることになる。（この共同事業として、厚生労働科学研究（田島班）として平成19年7月「社会生活支援センター（仮称）」の設立ということで提言をしている）

いずれにしても、救護施設で罪を犯した障害者を受け入れて支援をしていくことについては、ソフト面・ハード面を含めて課題があることが分かった。それは福祉サイド（施設）で解決できることではなく矯正サイドとも連携しながら矯正施設内にいるときからその取り組みが進められることによって、出所後の生活が地域生活にせよ、施設生活（有期限）にせよスムーズな福祉サービスが受けられることに繋がると考える。また、それが効果的に行われるために福祉と矯正だけではなく行政や医療など様々な関係機関を巻き込んだネットワークの構築が必要と思われる。

研究の2つめは、矯正・更生保護施設との連携による罪を犯した障害者への支援については、矯正側と福祉側がお互いに連携することの有効性を平成18年度では確認したところであるが、平成19年度は合同での勉強会を開催して情報交換と意見交換をする中でお互いの立場からさらに連携していくこの必要性を共有した。9月と11月に少年院へ入院中の知的障害者へのケース会議へ研究会のメンバーが参加して支援のアドバイスをした。今後も双方の連携による研修会や勉強会の必要性を感じた。

3. 平成20年度における研究結果及び考察について、障害のある人やその保護者及び介護者などからの相談に応じ必要な情報提供等や支援を行っている県内にある35の相談支援事業所に対してアンケート調査を実施して、事業所における罪を犯した障害者の相談・支援の状況を調査・分析をした。回答は26事業所（74.3%）からあった。職員配置の中でPSW（精神保健福祉士）の資格職員が11事業所21人いた。これは相談が精神面を含めて多岐にわたることから専門的資格を有する職員が対応をする必要があるためと思われる。相談件数については一人で何度も相談をしている実態があり、相談者でも本人が一番多いことからそのことが伺える。相談件数については19年度が214件、18年度が204件と多い数字になっている。（相談件数 実人員78人延べ674件）事業所では相談を受けても断ることなく相談に応じており、様々な相談に対応している。特に相談内容で多いのが「本人への支援の相談」であり次いで「就職の相談」になっている。その他の内容の中には「宗教活動に関する相談」や「異性に関する相談」、「保護観察中の相談先として依頼」などがあり、相談内容は我々が考える以上に広範囲にわたっていることがわかる。

そのような中で、相談・支援で困った事項では「受け入れてくれる施設が見つからない」という項目が高い数字であった。罪を犯した障害者の場合、家族との生活が崩壊している、あるいは地域との関係が壊れていて地域に戻れない、などがあるため生活場所を確保することが大前提になるが、そのような人を好意的に受け入れてくれる施設は見つからないということである。入所施設も定員が一杯である、あるいは施設の抱える事情やそのような人を支援したことがないなど、相談されても簡単に受け入れができないのではないかと、また「個人情報不足と取り扱い」、「家族の問題」なども高い数字であった。個人情報の不足については相談事業所であっても全ての情報が提供されるわけではないということだと思ふ。その他の内容の中でも「矯正施設との情報のやり取りに時間がかかってしまった」と言う記述があったことから、情報については個人情報保護という観点からも難しい問題である。地域における多種多様な相談を受け対応している相談支援事業において、必要と思われることを聞いたところ「関係機関とのネットワークの構築」が高い数字であった。支援にあたって相談を受けて、そこから次にどこへ繋いでいくか、地域のサービスは何があるか、どのように活用するか、行政との関係をどのようにするか、など相談支援事業所として本人への支援で行わなければならないことがたくさんあっても、全てができるわけではないため、地域にあるそれぞれの機関が持っているサービスや資源を利用することで支援がスムーズに行えることから、それらの機関とネットワークが構築されることが重要である。そのことで援護の実施との連携や矯正施設の連携も図られると考える。法的整備を含めて相談を受け支援をやすくするためには何が必要か、という質問では「専門的な機関（窓口・一時受け入れ）が必要」と言う答えが高い数字であった。地域で相談支援をしても罪を犯した障害者への支援については、単なる相談ということだけではなく、複雑な問題が絡み合っている場合も多くあるため支援が難しいことや支援方法がわからないなど対応に苦慮していることから専門的（一時受け入れを含めて）な機関が必要であるということではないだろうか。保護司など司法との連携、自治体の積極的関与がついで高い数字であった。司法との連携は地域で支えるときに直接には支援事業所で行うことになっても地域生活を送るときに保護司等の協力があれば（情報を含めて）より適切に支援が行われると思われる。自治体については地域生活の基盤整備を含めて自立支援協議会の充実した運営を通して積極的な関与が求められる。

いずれにしても、相談支援事業所によっては対象者（知的、精神、身体等）とする障害者の違いはあっても窓口に来た相談者へは断ることなく丁寧な対応をしていることがわかった、また相談も多岐にわたっており一人の相談者が何回も相談に訪れている実態から相談者にとっては、地域に「いつでも」「親身」に相談にのってくれる場所があるということは地域生活での「安心」がそこにあるにはかならない。罪を犯した障害者が地域で理解を得て生活をするためには、相談支援事業所だけでなく様々な機関（行政・医療・福祉・地域等）で本人を支えサポートする体制が必要である。そして何よりも本人との信頼関係を築いた丁寧な関わりが求められる。

平成18年度に実態調査し研究協力者がまとめた事例については、関係機関が集まって開催される支援会議へ参加を通して関わりを持ちながら地域生活における課題を探ってきた。支援会議の内容から全てがつかめたわけではないが何点か見えてきた。その中で父親との関係や医療との関係などは、今後の地域生活を送る上で重要になることが理解できた。

支援会議の開催については担当福祉事務所がコーディネートの役割を果たし、関係する機関（医療・福祉・地元警察署・保健等）のネットワークも構築されており、会議を定期的に開催することで問題・課題の共有化が図られていた。事例が平成17年に矯正施設から出てきて今日まで逮捕され

ることとなった犯罪は起こしていない。

矯正・更生保護事業との連携では、平成18・19年のように合同での勉強会等は行わないが更生保護側（更生保護委員会職員・更生保護施設）による施設見学や研修会で福祉制度や事業について説明をしてお互いの連携の必要性を確認した。

## Ⅳ 評価（研究成果）

### 1. 達成度について

平成18年から3か年間、年度ごとに課題を決めて研究に取り組んできた。我々研究グループにおいては、施設や相談支援事業所を中心にして罪を犯した障害者の受け入れや施設における支援のあり方、また相談の実態を調査してきた中でどのようなシステムが必要であるか浮かびあがってきた課題も見えたことで、目的とされたことはほぼ達成されたのではないかと考える。しかし研究課題としたことの中で達成できない課題もあったためさらなる研究が望まれるところである。

### 2. 研究成果の学術的意義について

研究はアンケート調査を中心にを行い、項目ごとに数的処理を行い結果と考察を行ってきた。施設や相談支援事業所において罪を犯した障害者の支援や相談にあたる際に、どのような支援システムや制度が必要であるかが理解できた。その一方で施設においては罪を犯した障害者に対する支援マニュアルやプログラム作成の必要性も見られた。

### 3. 研究成果の行政的意義について

研究では、施設や相談支援事業所が罪を犯した障害者を相談・支援するとき、市町村との連携を抜きにしては進められないことや自治体の積極的な関与が必要であるとアンケート調査から読み取ることができたことから市町村（行政）とのかかわりは重要であるといえる。その中でも特に自立支援協議会の果たす役割は今後ますます大きな意味を持つてくると思われる。

## Ⅴ 結論

3年間の研究を通して、施設と相談支援事業所における罪を犯した障害者の支援とその課題についてアンケート調査を中心にして進めてきた。障害者が犯罪に関わる要因については、育てられた生活環境（家庭崩壊、片親等）が大きく影響していることが言える。その責任を本人に求めることはできない、その前に知的障害・発達障害を持つ特有の行為に対する理解について家族を含めて行政や教育分野においてどう深めていくか重要である。

矯正サイドと福祉サイドについては、これまでお互いにわからない領域でもあり、連携についてもあまり行われてこなかった。それがこのような問題・課題を通して連携の必要性を確認できたことは今後の支援に大いに役立つものと思われる。そして罪を犯した障害者の支援は矯正施設内にいるときに社会復帰に向けた調整が始まった段階から福祉が関わりケアマネジメントが作られることで出所後の福祉サービスへとスムーズに繋がると考えるため連携しての取り組みが必要であると言える。

施設における支援では目的を明確にして施設から地域へ、あるいは再犯防止ということを意識し

た個別の支援プログラムを作成して取り組みが行われる必要がある。本人への福祉サービスが施設・地域であっても、それを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所が本人から信頼され、頼りにされているかということは重要なことである。その意味において行政（自治体）の積極的な関与がなくしては地域での支援は進まないといえる。いずれにしても罪を犯した障害者が再犯することなく、地域で安心して生活できる環境や支援システムを作り上げることは必要であり、そのためには福祉サイドだけで支えるのではなく関係する機関がネットワーク（お互いの顔が見える関係づくり）を構築して支援していくことが求められる。

## Ⅵ 研究発表

- |         |   |
|---------|---|
| 平成19年1月 | 「第6回福祉セミナー in みやぎ」において研究発表<br>小野隆一、清水義恵、酒井龍彦「制度の狭間の人たちはどう保障されるのか(罪を犯し罪を犯す虞のある障害者を支えるしくみ)」 |
| 平成20年1月 | 「罪を犯した障害者の地域生活をどのように支えるか in みやぎ」を開催。内容は平成18年度活動報告、シンポジウムと講演                               |
| 平成21年1月 | 「罪を犯した障害者の地域生活をどのように支えるか in みやぎパートⅡ」を開催。内容は基調講演、実践報告等                                     |

# 平成18年度 研究報告書

**1** 研究分担者

宮城県社会福祉協議会 地域福祉部長 小野 隆一

## I 研究目的

本研究は、罪を犯した知的障害者が出所後において再犯を犯すことなく地域生活の中で住民として当たり前の幸せな生活が送れるよう矯正・更生保護制度と福祉サイドが、罪を犯した知的障害者に対してどんな支援システムを構築すべきかに関する基礎的考察を行うものである。

平成18年度の研究は、これまでの福祉サイドの取り組みの現状と課題について実践検証し、今後の施設での訓練・支援を行う体制整備を考察した、一方で矯正・更生保護事業内容を調査し、連携するための必要事項の検討を行うことを目的とした。

## II 研究方法

### 研究1 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究

(1) 東北地区4県6施設に対して、現在・過去において罪を犯した知的障害者への支援内容について、研究会の策定した実態調査票に基づき各施設職員に約1か月間かけての記入を依頼した。

(2) 実態調査より下記のチェックシート項目に基づき研究者により検討・考察した。

①反社会的行為に至った背景と要因の共通性、②矯正・更生保護事業と福祉事業の関係、③施設内トレーニングの内容と指導体制、④施設内トレーニングから地域移行までのプログラム、⑤施設退所後の生活状況、⑥地域生活における支援体制、⑦契約になじまない障害者への措置制度の課題、⑧福祉施設としての受け入れ体制の準備 (ア) 施設における支援プログラムの策定 (イ) 施設利用に関する契約項目

(倫理面への配慮)

調査対象者の個人情報保護の必要から調査後の資料から本人を特定することのできないよう記載内容に留意した。

### 研究2 東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究

(1) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査

(2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修を通して、福祉サービス内容について共有することで連携することの有効性を確認する。

### Ⅲ 研究結果

#### 研究1 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究

(1) 実態調査は4県6施設で実施した。過去・現在の支援した実績のうち、対象者本人の詳細かつ具体的内容の調査が可能な者23人について記録をまとめた。統計的まとめを試みたが、本人の抱える問題・課題は一人ひとり異なるため表面化した課題を列挙することの方が、全体像が把握しやすいと判断された。

(2) 実態調査内容から研究員が検討した結果の内、特徴事実を列挙する。

① 反社会的行為に至った背景と要因の共通性については、本人を取り巻く環境悪化がみられ、地域・家族から犯罪者ということでの出所後の受け入れ拒否されたり家族が崩壊している例が多く、外部からの支援が受けられなかったり、学校・児童相談所・家族・コミュニティーに本人固有の障害が理解されておらず、理解されないジレンマからの逃げ道として暴力等非行行為に繋がってしまうなどの状況が多かった。また、知的障害というよりは発達障害からの成長段階上でのさまざまな行為は、周りから理解されず十分な行政・教育・福祉サービスが受け入れられず、本人が言葉の意味・行動の善悪を理解しないままの行動から、犯罪に繋がっている場合が見られる。また、家族がなく、放浪・徘徊の中で軽犯罪を繰り返す、保護的要素で施設入所するが、高齢になっており、より若い年代に支援の機会があれば更生が有効に働いたと考えられる場合もあった。

② 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係については、刑務所内の様子について、一切情報が無いことが多い他、家族・地域が犯罪者として受け入れを拒否しており、本人に関する情報が得にくい、刑務所から一旦地域での生活が始まり、地域生活が壊れた後の施設利用で地元に戻れない環境になってしまっていることも多く、施設利用が地域との隔離的役割を担わされている。

刑務所内で知的障害者と判定されても、福祉サイドの判定と異なるため改めて、福祉サイドの判定の機会が得られないと、釈放時に福祉サービスが受けられない状況にある。さらには、福祉サイドは療育手帳を持たない場合、地元出身の障害者が刑務所内にいることさえ知らない場合もある。判定を受けるためには、保護司の働きかけによる家族の手続きが必要であるが、刑務所側でそうした福祉サービスの内容が理解されていない場合はかなり難しい。

少年院の場合は、仮釈放時期が想定されるため、計画的に取り組みやすい状況にある。特に医療少年院の場合は、積極的に取り組み、受刑中に療育手帳の取得や再犯防止のため、施設入所を目的としての体験利用、施設職員の面接なども実施している場合もみられる。ただし、この場合でも施設利用が目的であり、その後の地域生活移行までのケアマネジメントは行われていない。

③ 施設内トレーニングの内容と指導体制については、入所に当たって目的が本人に理解されていなかったり、同意が得られていないという措置制度の状況が続いている。平成14年度以前に入所した利用者については、地域生活移行を目標とした支援計画が長い期間作られていなかったこともあり、地域生活移行の取り組みが始まったときには、既に高齢になり合併症をかかえていた状況もみられた。犯罪に対する本人の意識が低い場合、医療的サービスの範囲外として退院後の利用など本人が利用を希望しているかの有無にかかわらず、家族意思・社会防衛により施設が利用されていることが多い、高齢障害者の地域での生活については、介護保険制度施策を含めたサービス提供を計

画することが必要となっている。

- ④ 施設内トレーニングから地域移行までのプログラムについては、入所受け入れについて短期利用が中心であり、支援計画というよりは短期間の見守り計画となっていた。また、刑務所内の厳しい集団生活から自由な地域生活の中間的生活訓練や就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶・体力等）が必要な状況であった。
- ⑤ 施設退所後の生活状況については、定期的な施設利用で本人や家族にとっても気分転換となつて有効な結果が得られている。
- ⑥ 地域生活における支援体制については施設から移行した障害者に対して、支援センター・バックアップ施設との本人理解のための十分な連携（理解するだけでなく、本人の課題とされている能力に対して、いつ、誰がどのように接するか）が有効になっている。
- ⑦ 契約になじまない障害者への措置制度の課題としては、施設内の生活では何ら問題なく過ごすことができるが、地域生活にもどると、犯罪性を理解できず、アルコール依存症・薬物中毒・性的非行の再犯を繰り返している。一方、契約制度の場合、保護観察期間のみの施設利用で、療育手帳・障害基礎年金の手続きを行う中で、自ら契約を解除して退所するという、今後の再犯性を抱えながらも自ら退所する制度の限界が感じられる。
- ⑧ 福祉施設としての受け入れ体制の準備
  - ア、施設における支援プログラムの策定
  - イ、施設利用に関する契約項目各調査対象者の個々の検証結果については、研究協力者の研究報告書として報告する。

## 研究2 東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究

(1) 仙台保護観察所・東北更生保護委員会・宮城刑務所・青葉女子学園（女子少年院）・神奈川医療少年院・更生保護施設「宮城東華会」を訪問して知的障害者への社会復帰に向けての処遇状況調査を行った。

研究会として、矯正・更生保護事業内容を福祉現場職員に伝達することで、連携の有効性についての啓蒙活動につなげている。

連携項目についても見い出された。

- ①連携の時期 ②受刑中に福祉サービスを受けるための手続き ③福祉サイド支援メニュー
  - ④施設内の支援メニュー ⑤ケアマネジメントするための福祉行政の位置づけ
- (2) 保護観察所・更生保護委員会・刑務所・少年院・医療少年院職員と研修会を2回実施して、福祉サービス内容について説明を行った。障害者自立支援法の制定で大きく福祉制度が変更され、地域生活支援の新しい制度を説明することで矯正・更生保護機関の現場担当職員と連携することの有効性を共有できたと思われる。

## Ⅳ 考 察

### 研究 1 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者への支援内容に関する研究

(1) 反社会的行為に至った背景と要因の共通性としては、知的障害者・発達障害者が罪を犯しやすいということではなく、いかに本人の取り巻く環境がそうした結果に繋がって行ったかを調査結果が物語っている。それは決して経済的要因だけではなく、学校・児童相談所・家族・コミュニティーが本人固有の障害を理解されていない。特に最初の窓口である役場・教育・社協に専門的な知識がなく、十分な対応ができない。本人は言葉の意味・行動の善悪を理解しないままの行動から、犯罪につながっている。

児童期における家族の責任だけでなく、障害児教育・療育相談の重要性と地域で障害児を育てる、支える仕組み作りの重要性が強く感じられる。それらは障害者の犯罪防止の根本と考えられる。

(2) 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係については、これまでの施設利用がセーフティーネットとしての位置づけとなっており、犯罪など問題が発生すると施設利用となり、施設が地域との隔離的役割を担わされている。施設は万能的な位置づけになっており、入所期間が長期化しやすいため、施設自体に有目的・有期限の利用の概念が必要である。

受刑後に施設が受け入れても、刑務所内の状況の情報が得られていないことが多く、少年院等での社会適応訓練が活かされていない。市町村の福祉担当者も情報を得ていなかったり、個人情報保護を理由に施設に情報が伝わるのが少ない。地域生活を送るための本人の貴重な情報・体験が活かされていない。

矯正・更生保護制度と福祉サイドでは知的障害の認定自体に相違があり、刑務所等内で知的障害者と判定されても福祉サイドに知的障害者が受刑しているという認識がないと支援体制がとれず、福祉サービスを利用できない。そして釈放後に初めて認識されるが、福祉サイドにおける知的障害者としての手続きが未実施の場合、釈放直後の利用ができなくなる。お互いの取り組みが効果的に進められるためにも、刑務所（矯正施設）内での福祉サイドとの連携が不可欠である。

モデル的に支援を行うためには、少年院の仮退院は利用時期が明確であり、計画的な矯正・更生保護サイドとの連携による福祉サイドのサービスが利用可能と考えられる。

(3) 施設内トレーニングの内容と指導体制については、措置制度時期の入所では本人の利用意思及び利用目的の確認が不十分であり、地域移行というよりは入所そのものが本人の意思にかかわらず目的になっていることがわかる。平成15年度の契約制度導入後より、地域生活移行の取り組みが始まったときには、既に高齢になり合併症をかかえている例も多く、取り組みの遅れを痛感させられる。一方、高齢者の場合に施設生活後の次のステージにどのようにつないでいくかが課題として見えてきている。高齢障害者の地域での生活については、介護保険制度施策を含めたサービス提供を計画することが必要となっている。

(4) 施設内トレーニングから地域移行までのプログラムについては、セーフティーネットとしての入所が多かったために、短期利用が中心であり、支援計画というよりは短期間の見守り計画となっていたのが現実である。ただ短期利用が長期利用にならないよう、出身市町村を巻き込んだケアマネジメント会議により利用内容を設定することが有効となるだろう。

支援プログラムとしては、「刑務所と地域との中間的生活での適応訓練」と「ふつうの生活・善悪の判断」「就労に向けての体験訓練（就労意欲・挨拶・体力等）」が地域生活移行には必要と考え



られる。

(5) 施設退所後の生活状況については、施設の長期的入所よりは地域生活を行いながらの短期利用の有効性が確認できた。定期的な利用で本人や家族にとっても気分転換が図られる等効果が見られている。

一方、自宅に戻れない方はグループホーム利用が起点となっている。

(6) 地域生活における支援体制については、施設退所後のアフターフォローが不十分な現状が見られる。生活・就労の場の確保と同時に地域生活支援センターによる継続的な支援と、本人理解のための十分な地域との連携が必要である。

また、シェルター（緊急避難）としての施設の利用も重要であり、本人を理解し本人も信頼し相談できる人の存在が本人の精神的支えとして不可欠である。

(7) 契約になじまない障害者へのモデル的措置制度の課題については、契約制度の中では本人の利用意思の確認が大前提であり、利用期間や生活・就労訓練内容、そして利用を中断する場合は事前に本人から申し出ることの確認が必要である。施設利用がこれまで本人よりは地域や家族の意向に基づくことが多く、本人の意思に反した施設利用だけは無くしていかなければならない。

一方、本人の判断能力が乏しい場合は、反社会的行為の再犯を防止するために一定期間生活保障を行い、社会的自立を目指した生活・就労訓練が必要である。特に犯した罪や地域社会における基本的ルールが理解されていない場合には、現行制度においては措置的利用は極めて困難である。仮釈放の保護観察期間を有効に活用するか、本人との間での有目的・有期間の強い契約意識を持つことが必要である。現状では、施設内の生活は何ら問題なく過ごすことができるが、地域生活にもどると、犯罪性を理解できず、アルコール依存症・薬物中毒・性的非行の再犯を繰り返す傾向にある。施設での生活がいかに普通の暮らしと異なるかが明確になった。

## 研究2 東北地区における矯正・更生保護事業施設での知的障害者への支援内容に関する研究

矯正・更生保護事業と福祉サービスの連携の必要性・有効性について共有できたことにより、今後具体的に知的障害者の仮釈放の環境調整が矯正施設で始められたときに、モデル的に各関係機関が集まり合同支援会議を開催し、地域生活移行までのケアマネジメントを行い、受け入れ準備、そして実際に支援の取り組みを行うことが必要となっている。

## V 結 論

1. 知的障害者の犯罪に関わる要因については、育てられた生活環境が大きく影響している。本人にその責任を問う前に知的障害・発達障害の特有の行為に対する理解を行政・教育分野においてどう理解を深めていくかが重要である。児童から成人まで一貫した相談事業についての充実化がここでも求められているのがわかる。

2. 矯正・更生保護と福祉サイドの連携は、あくまで、塙の中における社会復帰に向けた環境調整が始まった段階から開始することが重要であり、ポイントは、釈放されるまでの間に、矯正施設内での処遇・教育内容をふまえて、地域生活を送るまでのケアマネジメントが作られ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるようにすることが必要であるとわかる。ただし福祉施設はあくまで刑務

所と地域との中間的又はシェルターの役割を果たすことであって、社会防衛的な本人保護施設ではないことの共通認識が大切であることがわかった。

ケアマネジメントを作成するシステムとしてモデル的ではあるが、矯正・更生保護・福祉関係者による合同支援会議の編成が必要となる。ここでは矯正施設・保護観察所が中心的な役割を担うことになる。

3. 施設における地域生活移行のための支援は、本人の利用する意思が前提のもと基本的には就労することを目的に、短期集中型での支援プログラムを作成する必要がある。支援プログラムとしては、モデル型としてプログラム(表1-1)を作成するに至ったが、あくまで、本人の能力や環境に合わせて柔軟に作成することが望ましい。

なお、更生保護施設において夜間での生活訓練を行い、日中は知的障害者として障害者就労支援により、作業訓練・職場実習から就労に結びつけることが制度的には可能であり、具体化できないか検討が必要である。

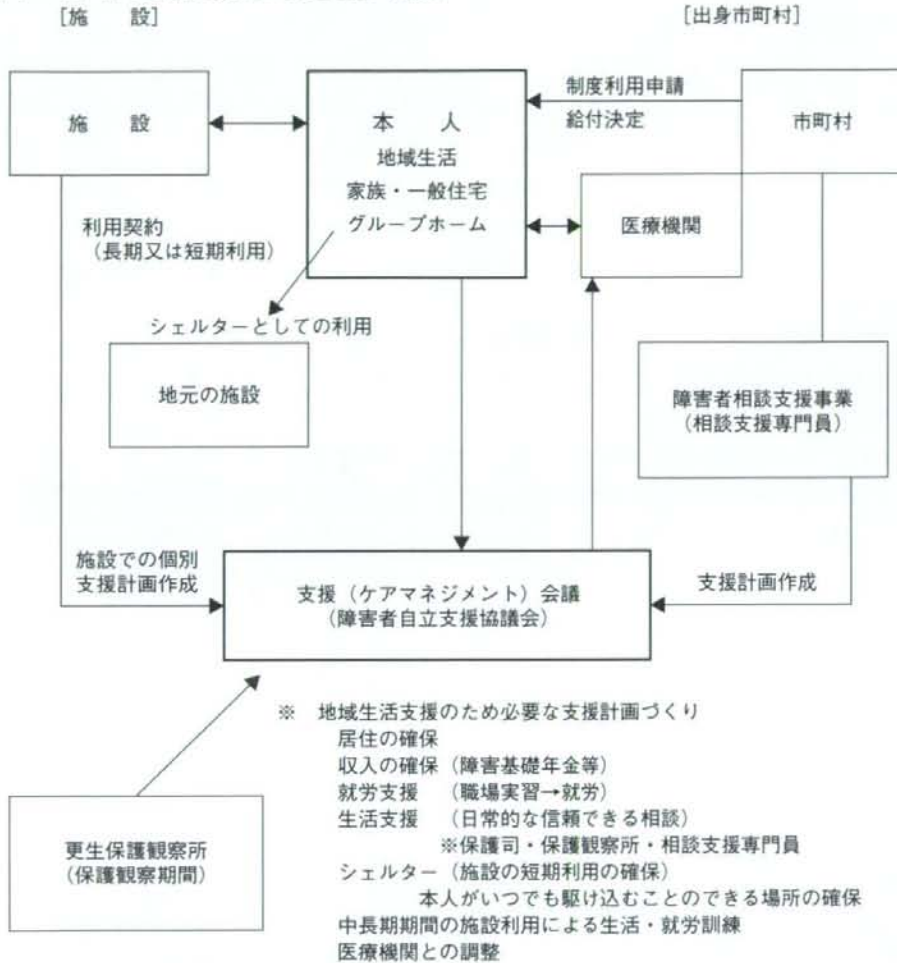
(表1-1) 施設における生活・就労支援プログラム(個人により異なる)

	生活支援(訓練)	就労支援(訓練)
第1期 (導入期)	個室又は職員宿舎利用 ・本人の基本的な生活習慣の確認 ・体力・健康状態確認 ・本人の希望	本人の作業能力・特性確認 ・施設の実施する各種作業の体験 ・本人の職種への希望の確認
第2期 (基本訓練期)	集団生活への適応 ・集団生活における規律 ・挨拶・礼儀 ・健康管理 ・衛生管理等の習得	本人の作業能力の助長 ・施設の実施する作業の中から特定の作業に従事することでの労働意欲の習得 ・ハローワークでの求職登録 ・障害者職業センターの職業評価
第3期 (応用訓練期)	地域生活移行に向けての特定支援 ・施設外での公共機関の利用 ・外出訓練 ・社会人としての自覚 ・自立訓練棟での居住訓練 (必要に応じて)	就労訓練 ・就労実習訓練(ジョブコーチ) ・通勤訓練(実習先は施設内外) ・ハローワークとの連携

4. 施設での生活・地域での生活に当たっては、本人への福祉サービスを行う市町村及び市町村から受託した相談支援事業所が、ケアプランに基づき福祉サービスが順調に進められているか本人から信頼される・頼られる存在として支えていくことの重要性を再認識した。むろん個々でも各社会資源が集まったの支援である。

平成19年度は具体的にモデル的に事業を進めその有効性を検証するものとする。

(図 1-1) 地域生活を支える支援会議 (想定)



## 2 研究協力者

### 1 社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

#### (1) 事例研究

#### 事例1 医療少年院退院後の地域での受け入れがなく施設が受け入れた事例

##### ① 対象者の概要

25歳になる男性で、IQ38+ $\alpha$ の知的障害者である。

3歳の時に両親が離婚し、父親が引き取り、主に祖父母に養育されていたが知的に遅れがあったため、障害児教育対象となる。

小学校実務学級入学後、プラダーウィリー症候群と診断される。この時期頃より近隣の家に入り盗み食い、車の悪戯がある。養護学校中学部に入ってから悪戯が激しくなり知的障害児施設入所となる。施設入所後も施設を飛び出し、車を盗み、物損事故を繰り返して少年鑑別所に送致となる。少年鑑別所退所後に知的障害児施設を強制退所になり、家庭引き取りとなるが、引き取り後間もなく車を盗み、物損事故を起こし再度少年鑑別所に送致となる。その後医療少年院送致となる。

約2年の入院期間経過後、医療少年院退院が決まるものの家庭では対応困難であり、地域では帰ってきては困るということで、退院後の行き先がなく担当福祉事務所より緊急保護として障害者支援施設（知的障害者更生施設）への受け入れ依頼があり、処遇方針が決まるまで短期入所対応となる。

入所にあたり本人の支援体制は、医療少年院送致に至った行動と医療少年院での処遇が個別対応であったためマンツーマン体制で支援にあたるが、他利用者、支援者に対する暴言、暴力、異食、自傷行為や支援者の隙を見ては施設を飛び出し民家に侵入することや車の悪戯があり、一時たりとも目の話せない状況であった。

専任対応スタッフの配置により反社会的行為が軽減され、マンツーマン体制での地域移行を検討している。

##### ② 考察

#### A. 反社会的行為に至った背景と要因の共通性

反社会的行為に至った背景については、本人の知的障害とプラダーウィリー症候群の病気からくるハンディと一番愛情が必要な時期の両親の離婚をというハンディを負った生い立ち、これらのハンディから起こる幼児期、学童期の様々な反社会的行為に対する適切な処遇が節目、節目に適切になされなかったことが大きな要因と考えられ、本人を取り巻く、家族・家族・コミュニティに本人の障害特性や行動特性が理解されず、善悪を理解しないままの行動から犯罪につながったものと考えられる。

本人は罪を犯しているという認識はなく、むしろコミュニティ全体が本人を排除する傾向が強かったようである。

本人を取り巻く教育機関、福祉行政関係機関等の未調整であったことも要員としてあげられ、乳幼児期からの障害者支援の重要性、特に相談支援体制の強化と療育・教育支援の整備、強化が必要と考える。